

一定規模以上の住宅の立地を計画されている皆さまへ

本市では、人口減少・高齢化の中でも暮らしやすさが維持された持続可能な都市づくりを推進するため、「福井市立地適正化計画」を策定し、居住誘導区域を定めております。

2025年9月に同計画を改定し、居住誘導区域の見直しを行いました。

居住誘導区域の外 で一定規模以上の**対象行為**を行う場合には、**市長への届出**が必要となります。

福井市立地適正化計画区域(福井都市計画区域)内に限る。

対象行為

以下の行為を行う場合、着手する**30日前**までに届出が必要となります。

【開発行為】

- 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

【建築行為】

- 3戸以上の住宅を新築する場合
- 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

届出対象となる住宅

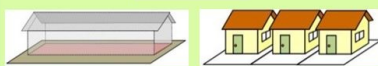
一戸建て住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅

立地適正化計画区域(福井都市計画区域)

居住誘導区域

1,000㎡以上の開発行為等
3戸以上の住宅の新築等

届出不要

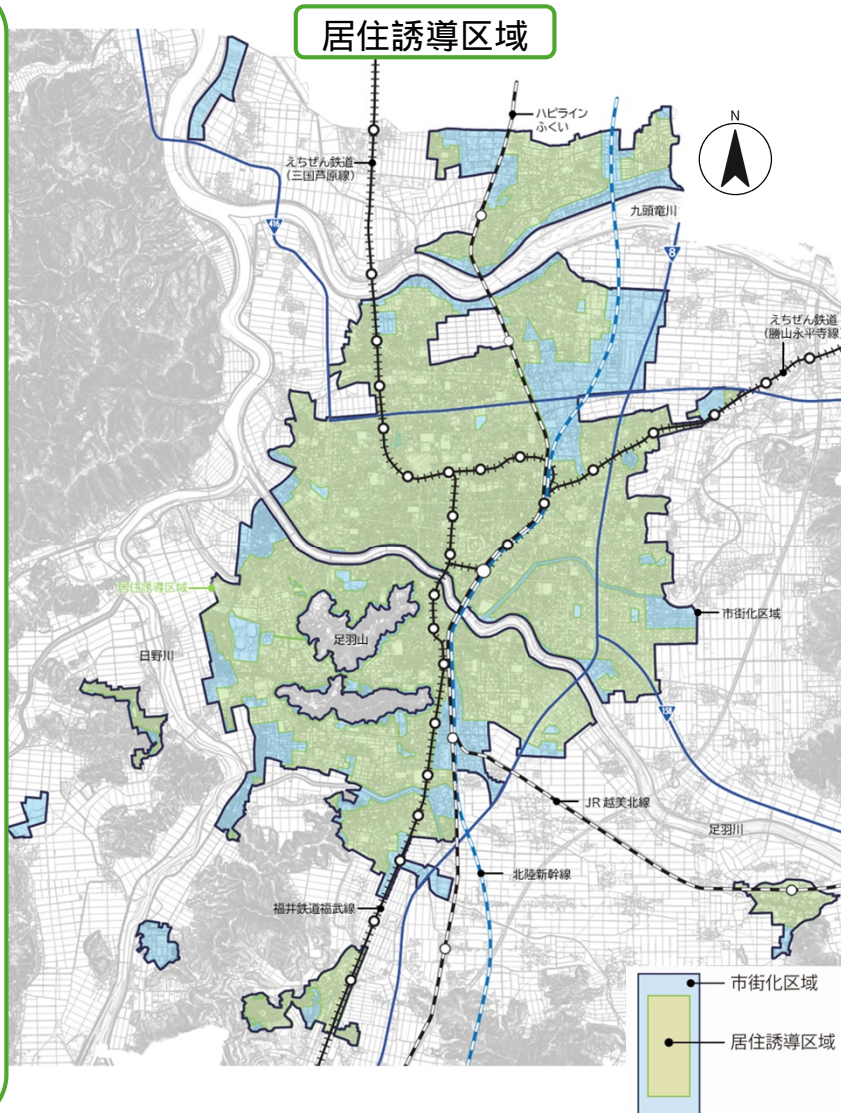
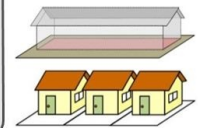


住宅の届出イメージ

届出必要



届出不要



手続きの流れ

事前相談

(区域、対象施設等の確認)

法定の届出

(行為着手の30日前まで)

開発許可申請
建築確認申請

開発・建築等行為の
着手

手続きにあたって

- 居住誘導区域内外(特に区域境界付近)の確認は都市計画課にお問い合わせください。
- 届出は、1部提出してください。受領後、市から受理通知書を交付します。(様式5~7をご使用ください。)
- 届出に係る事項に変更が生じた場合は、変更に係る行為に着手する30日前までに届出をしてください。
- 開発行為時に届出を行った場合でも、届出の対象となる建築行為を行う際は、着手前に届出が必要です。

お問い合わせ

福井市 都市政策部 都市計画課
(届出の様式などは福井市HPからも入手できます。)

TEL:0776-20-5450 / FAX:0776-20-5453